

# 子育て支援センターだより (12月)

子育て支援センターは就学前のお子さんと保護者の方が気軽に参加できるサロンです。

1歳未満のお子さんも大歓迎です！

期日	事業名	場所	内容
7日(水)	のびのび広場	子育て支援センター	おはなし会
14日(水)			乳幼児栄養相談
21日(水)	あそび教室	保健センター	クリスマス会

※時間は全日午前10時～11時30分です。

※子育て支援センターの利用時間は午前9時～午後4時です。

問合せ 子育て支援センター ☎82-0601

今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、予定が変更となる場合があります。その際には電話による発育相談等の子育てに関するお悩み相談を受け付けております！

お子さんが家でできる発育を促す楽しい遊び方や、日ごろの生活内容など、子育て支援センター職員が親身になってお聴きします。お気軽にお電話ください！

## 杭を残して 悔い残さず!!!



シリーズ地籍調査⑦



### 地籍調査Q&A ①

#### Q1 着手予定年度と調査予定区域は

**A1** 平成28年度から着手しています。単位区域(単年度調査区域)は山村境界基本調査(国)が終わっている、「大字安戸」から実施をしています。

#### Q2 調査期間の予定は

**A2** 調査は、通常、一地域を3年程度で完了します。1年目は計画、準備、一筆地調査を、2年目には、一筆地調査(現地立会)、3年目には、地積測定、地籍図、地籍簿案の作成や成果の認証を行います。その後地籍図、地籍簿を法務局へ送付を行います。

#### Q3 地元説明会の案内が届きましたが

**A3** 地籍調査を実施するにあたり、土地所有者の皆さまに事業の説明や作業予定、立会いなどのお願いをするために開催します。地籍調査を円滑に進めるためには、土地所有者の皆様のご理解とご協力が最も重要でありますので、ご出席をお願いします。なお、現在は新型コロナウイルスの影響を鑑み、説明会の開催を中止させていただいております。

#### Q4 現地立会い(一筆地調査)の案内が届きましたが

**A4** 境界確認の立会いは、土地所有者皆様の土地を守る大切な立会いですので、必ず立会っていただきますようお願いいたします。また、可能な限り、調査当日までに、隣接の所有者と境界を確認しておいてください。

#### Q5 現地立会い当日、都合がつかず立会いができないのですが

**A5** 代理の方に立会いをお願いしてください。その際は委任状(所定様式)に必要事項を記入していただき返送していただくか、当日、代理の方から提出していただくことになります。この場合、代理の方は認印をご持参くださるようお願いいたします。ご家族の代理でも委任状が必要です。

地籍調査の推進にご理解とご協力をお願いします。

建設課地籍調査担当 ☎82-1222

出典:地籍調査Webサイト (<http://www.chiseki.go.jp/copyright/index.html>)